

広報すぎなみ

今号は区内全世帯に  
配布しています

Suginami



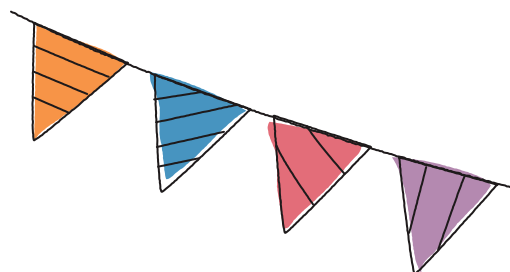
みどり豊かな 住まいのみやこ

6/1

令和5年(2023年)  
No.2354

区の広報紙「広報すぎなみ」は、主に新聞折り込みでお届けしていますが、6月1日号は新聞購読の有無にかかわらず区内全世帯に配布しています。 ※全世帯配布は6月1日号のみです。6月15日号からは通常どおり新聞折り込みで配布します。

図全戸配布に関する問い合わせは、全戸配布コールセンター☎5389-0787（6月13日までの午前9時～午後5時〈6月10日・11日を除く〉）、区広報課 他委託事業者=フットワークス



## 特集

誰もが自らを肯定し、希望を持って生きていけるように  
性の多様性が尊重されるまちを目指して



☎166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄発行: 杉並区 | 📝編集: 広報課



広報すぎなみは月2回(1・15日)発行。新聞折り込みでの配布のほか、区施設・区内各駅などの広報スタンドに置いています。入手が困難な方には個別配布をしています。ご希望の方は、電話・ファクス・Eメール・LoGoフォームからお申し込みください。

詳細は、区ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。





# 誰もが自らを肯定し、希望を持って生きていけるように 性の多様性が尊重されるまちを目指して

まずは「知る」ことから

## 新たな条例に基づく、区が目指すまちの姿

区は、「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、全ての区民の皆さんが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組んでいます。誰もが自らを肯定し、希望を持って生きていけるように、区民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。条例の詳細は、区ホームページ(右上2次元コード)をご覧ください。

—問い合わせは、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係 ☎5307-0326へ。



### CHECK! 性の在り方は多様で、主に4つの要素から捉えることができます

- **からだの性(身体的性別)**  
出生時に割り当てられた性別のことで、性別に関する身体的・生物学的な特徴のことを指します。
- **心の性(性自認)**  
自分の性別をどう捉えているかを指します。
- **好きになる性(性的指向)**  
恋愛感情がどの性別に向くかを指します。
- **表現する性(性表現)**  
服装やしぐさ、言葉遣いなど、自分自身をどのように表現するかを指します。



**POINT!**  
一人一人に個性があるように、性の在り方もさまざまです

### CHECK! 性的マイノリティーの人が、日常生活で直面しやすい困り事を見てください

**POINT!**  
「知る」ことが気付きになります

例えば…



学校などで…

クラスメート等が何気なく使う「ホモ」「レズ」「オカマ」の言葉に傷ついた。



就職活動などで…

性的マイノリティーであることを表明(カミングアウト)したら、内定取り消しや退職を強要された。



家を借りるときに…

同性カップルであることを理由に賃貸住宅への入居を断られた。



### 当事者の声 誰もが希望を持って暮らせるまちへ 杉並区パートナーシップ制度 届け出第1号の方



地元である杉並区でパートナーシップ制度の届け出ができ、これから先も安心して暮らしていけるのでうれしいです。このような制度は、成人した性的マイノリティーの人だけのための制度と思われがちですが、それだけではありません。LGBTユースと呼ばれる若い人たちは、「私たちは大人になっても結婚できない」と未来に希望が持てず、悩んでいることが多くあります。性的マイノリティーの人が希望を持って暮らせるような環境を、大人が整えることが重要だと思っています。この制度の導入がゴールではなく、これからも性的マイノリティーへの理解促進に努めてもらえると、当事者として大変うれしいです。

### NEW 性的マイノリティ専門相談

「自分の性別に違和感がある」「性を理由に差別を受けた」等の性的マイノリティーに関するさまざまな悩みや困り事に寄り添って、専門の相談員がお話を伺います。本人だけでなく、家族や友人等も相談できます。お気軽にご相談ください。

☎5307-0784 毎月第2水曜日、午後4時~7時(祝日を除く)

### ● 条例に基づく新たな取り組み 杉並区パートナーシップ制度

パートナーシップ関係にある性的マイノリティーのカップルの生活上の不便を軽減するため、区が届け出を受理したカップルにパートナーシップ届受理証等を交付します。制度の詳細は、区ホームページ(右上2次元コード)をご覧ください。

- パートナーシップ届受理証 (1組につき1通無料)
- パートナーシップ届受理証カード (交付手数料1通350円)



▲パートナーシップ届受理証カード



▲パートナーシップ届受理証



### パートナーシップ届受理証等の活用

日常生活のさまざまな場面で手続きが円滑になるほか、区営住宅の入居申し込み等、新たにサービスが受けられるようになります。パートナーシップ制度について、区と都で連携協定を締結しているため、都のサービスも利用できます。また、事業所等でも、多様な性に配慮したサービスが広がっています。

#### サービス提供の例

- ☐ 医療機関等における診療情報や面会の機会の提供
- ☐ 携帯電話等の家族を対象とした割引の適用
- ☐ 生命保険の受取人の指定



区民の皆さんが今日からできること

多様な性の在り方を尊重するためには、  
どうすればよいかを一緒に考えてみましょう

例えば…

- 差別的な言葉を使わない  
×「ホモ」「レズ」「オカマ」 ○「ゲイ」「レズビアン」
- 異性愛を前提としない  
×「彼氏いるの?」「彼女いるの?」
- 結婚や子育てを前提としない  
×「まだ結婚しないの?」「子どもは?」

#### POINT!

自分の周りにも性的マイノリティーの人がいるかもしれないと思って行動することが大事です

